

平成 1 9 年度 P F I 関連支援措置等

1 . 予算等

1 - 1 予算

(単位 : 百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
内閣府	事業	P F I 方式による施設整備等事業	継続	庁舎整備等の P F I 事業化に係るアドバイザー委託。	0
	調査	民間資金等活用事業調査費	継続	P F I 事業の推進を図るために必要な経費。	51
	調査	民間資金活用等経済政策推進費	継続	P F I 推進方策の検討の総合調整等に必要な経費。(必要に応じて各省庁等に移替え)	370 の内数
	-	民間資金等活用事業推進委員会経費	継続	民間資金等活用事業推進委員会の運営等に必要な経費。	4
警察庁	事業	P F I 方式による警察学校施設整備等事業に係るアドバイザー業務の委託	継続	警察学校施設の整備等の P F I 事業化に係るアドバイザー委託。	19
	事業	富山県警察学校整備事業に係る事業費	継続	警察学校施設の整備等の P F I 事業に係る事業費。	389
	補助	都道府県警察施設整備費補助金	継続	都道府県警察施設の整備に対する補助。	20,541 の内数
金融庁	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	中央合同庁舎第 7 号館整備等事業に係る維持管理運営費。	159
総務省	事業	関東総合通信局庁舎維持管理運営経費	継続	九段第 3 合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費(うち総務省分)。	43
	調査	地方公共団体における P F I 事業等の推進の方策の検討に要する経費	継続	地方公共団体における P F I 事業の先進事例をもとに、地方公共団体の P F I 事業等を推進する上での課題等を調査・研究し、その解決策を探るとともに、P F I 事業の導入を検討している地方公共団体を支援する。	5

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的な P F I 事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施する P F I 事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度に P F I 事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等が P F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施する P F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
法務省	事業	民間資金等活用法務省施設整備等事業	継続	苫小牧法務総合庁舎整備・運営事業に係る事業費。美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費。	3,007
	事業	民間資金等活用矯正施設維持管理運営事業	新規	喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター維持管理運営事業に係る事業費。	2,253
	事業	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	継続	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に係る事業費。	5
	事業	民間資金等活用事業に必要な経費	拡充	刑務所維持管理・運営へのPFI導入に係るアドバイザー委託。	28
外務省	事業	民間資金等活用事業関係経費	継続	在ニューヨーク総領事公邸の整備・維持計画に関し、事業計画の整理、VFMの試算、現地ニーズの把握等、各種調査を実施。	23
	事業	民間資金等活用事業関係経費	継続	在エジプト大使館新事務所整備等事業のサーベイランス等業務委託費。	2
	事業	民間資金等活用在外公館施設整備事業	継続	在エジプト大使館新事務所整備等事業に係る事業費。	252
財務省	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち財務省分）。	54
	事業	PFI方式による公務員宿舍整備事業	継続	PFI方式による公務員宿舍整備事業について、実施方針の検討を実施するためのアドバイザー経費の要求。	137
	事業	PFI方式による公務員宿舍整備事業	継続	合同宿舍の建替えに関する事業費等。	6,342
文部科学省	事業	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費（文部科学省本省） 民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費（文化庁） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等（国立教育政策研究所） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等（科学技術政策研究所）	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費等。	287

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
文部科学省	補助	国立大学法人運営費交付金	継続	国立大学法人運営費交付金の算定に国立大学法人等のPFI事業に係る実施準備のための経費相当分及び維持管理運営費相当分が含まれている。	1,204,377 の内数
	補助	国立大学法人施設整備費補助金	継続	国立大学法人等の施設整備のための経費。	49,628 の内数
	補助	公立学校施設整備費	継続	子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化の推進等を図る。 (内閣府で計上している沖縄県分の金額を含む。)	114,021 の内数
厚生労働省	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営費	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費(うち厚生労働省分)。	74
	補助	地域介護・福祉空間整備等交付金	継続	地方公共団体の介護サービス基盤整備に対する支援。	42,095 の内数
	補助	医療施設等施設整備費補助金	継続	医療供給体制の基盤整備を図るため、地方公共団体等が行うべき地保健医療対策等に係る施設整備事業に対して助成を行う。	501 の内数
	補助	水道施設整備費補助金	継続	水道事業体(都道府県、市町村及び一部事務組合)の水道施設の整備に対する補助。	76,979 の内数
農林水産省	補助	地域バイオマス利活用交付金	新規	バイオマスタウン構想の実現に向けたバイオマス利活用施設等の整備に対する補助(メニューの一部)。	14,346 の内数
	補助	強い農業づくり交付金	継続	公設卸売市場の施設整備に対する補助(メニューの一部)。 リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する補助(メニューの一部)。 種子種苗生産関連施設等の整備に対する補助(メニューの一部)。	34,067 の内数
	補助	畜産環境総合整備事業費補助	継続	家畜排せつ物処理施設、公共牧場等の整備に対する補助。	3,427 の内数
	補助	かんがい排水事業費補助	継続	都道府県の農業用水利施設等の整備に対する補助。	35,641 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
農林水産省	補助	経営体育成基盤整備事業費補助	継続	農業用排水施設、農道等の整備に対する補助。	74,600 の内数
	補助	農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	18,570 の内数
	補助	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	11,959 の内数
	補助	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	新規	都市農村交流促進施設等の整備及び中山間地域等における、リサイクル施設（地域資源活用施設）、農林業等活性化基盤施設（農林水産物直売・食材供給施設、地域資源活用総合交流促進施設及び体験農園施設）の整備に対する補助。	34,088 の内数
	補助	広域連携共生・対流等整備交付金	新規	共生・対流の取組について、都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組の実現に必要な、地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点施設等の整備に対する補助。	500
	補助	村づくり交付金	継続	農業生産基盤及び農山漁村の生活環境施設の整備に対する補助。	25,000 の内数
	補助	農業集落排水資源循環統合補助事業	継続	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水を処理する施設の整備に対する補助。	15,782 の内数
	補助	強い林業・木材産業づくり交付金	拡充	木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。	6,433 の内数
	補助	公的森林整備推進事業	継続	分収林制度の活用により実施される市町村有林の整備に対しての補助。	6,530 の内数
	補助	水産基盤整備事業	継続	都道府県及び市町村が行う水産業の生産基盤と漁村の生活環境施設の整備に対する補助。	119,322 の内数
	補助	海岸保全施設整備事業費補助金	継続	海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良等に対する補助。	19,338 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なＰＦＩ事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するＰＦＩ事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にＰＦＩ事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がＰＦＩ方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するＰＦＩ事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
経済産業省	補助	電源地域産業資源機能強化事業等補助金	継続	電源地域において、地方自治体等がこれまで電源立地対策により整備された施設又は設備の有効活用を図る場合、その事業実施に必要な経費に対し補助を行う。 また、電源地域であって中小企業新事業活動促進法に基づく高度技術産学連携地域等において地方公共団体等が行う新事業支援施設等の施設整備に必要な経費に対し補助を行う。	1,600 の内数
国土交通省	事業	P F I による整備に必要な事業調査	継続	中央合同庁舎第7号館のP F I による整備に係るアドバイザー委託等（事業実施におけるサーベイランス等）。	19
	事業	空港整備事業	継続	国際線地区P F I 事業調整業務等。	229
	事業	九段第3合同庁舎整備等事業	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち国土交通省分）。	717 他
	事業	中央合同庁舎第7号館整備等事業	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る事業費。	4,594
	補助	都市再生総合整備事業	継続	地方公共団体や都市再生機構等が行う先行的都市基盤施設等の集中的な整備や中核となる都市拠点整備に対する総合的な支援。	5,126 の内数
	補助	市街地再開発事業費補助	継続	市街地再開発事業の施行者が行う施設建築物等の整備に対する補助。	30,280 の内数
	補助	都市公園事業費補助	継続	地方公共団体の都市公園事業に係る経費に対する補助。	68,774 の内数
	補助	下水道事業	継続	地方公共団体の下水道の整備に係る補助。	696,288 の内数
	補助	街路事業補助	継続	地方公共団体等が行う都市計画道路の整備に対する補助。	336,839 の内数
	補助	土地区画整理事業費補助	継続	土地区画整理事業の公共施設整備に対する補助。	104,243 の内数
	補助	まちづくり交付金	継続	市町村の創意工夫を活かした総合的なまちづくりに対する支援。	243,000 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I 事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I 事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にP F I 事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がP F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するP F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
国土交通省	補助	統合河川環境整備事業費補助	継続	都道府県等が行う河川浄化施設、護岸、散策路、係留施設などの河川管理施設の整備に対する補助。	32,485 の内数
	補助	河川改修費補助金 都市河川改修費補助金	継続	都道府県及び市町村の洪水、高潮による災害の発生を防止するため実施する河川の改良工事に対する補助。	189,721 の内数
	補助	総合流域防災事業費補助	継続	河川管理施設（堤防、護岸等）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設の整備等に対する補助。	62,519 の内数
	補助	海岸保全施設整備事業費補助金	継続	海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良等に対する補助。	49,826 の内数
	補助	急傾斜地崩壊対策事業補助	継続	都道府県の急傾斜地対策事業に対する補助。	20,983 の内数
	補助	地すべり対策事業補助	継続	都道府県の地すべり対策事業に対する補助。	71,871 の内数
	補助	砂防事業補助	継続	都道府県の砂防事業に対する補助。	71,871 の内数
	補助	道路整備事業費	継続	都道府県及び市町村が行う道路の整備に対する補助。	2,864,729 の内数
	補助	道路環境整備事業費	継続	都道府県及び市町村が行う道路環境の整備に対する補助。	2,864,729 の内数
	補助	住まいの安心確保助成事業	継続	公営住宅等の整備に対する助成。	210,621 の内数
	補助	港湾改修費補助	継続	港湾管理者等が行う港湾の基本施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設）の整備に対する補助。	234,110 の内数
	補助	空港整備事業費補助	継続	地方公共団体が公共用に供する飛行場整備に対する補助。	13,048 の内数
	補助	北海道廃棄物処理施設整備費	継続	浄化槽市町村整備推進事業を行う市町村に対する交付金。	1,209 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
環境省	補助	循環型社会形成推進交付金 廃棄物処理施設整備費補助	継続	市町村等が行う廃棄物処理施設整備に対する交付・補助。	84,261 の内数
	補助	廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理 施設モデル的整備事業)補助	継続	廃棄物処理センター及びPFI選定事業者の産業廃棄物処理施設整備に 対する補助。	3,010 の内数
	補助	循環型社会形成推進交付金	継続	市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助 を行う。	13,296 の内数
	調査 補助	循環型社会形成推進交付金	継続	市町村等がPFI法に基づいて行う一般廃棄物処理施設の整備事業につい て、アドバイザー業務を委託するために必要な経費に対して交付を行う。	46,000 の内数
防衛省	事業	PFI方式による防衛施設整備等事業 に係るアドバイザー委託	継続	防衛施設の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	18
	事業	PFI導入可能性調査	継続	防衛施設の整備等のPFI事業化に係る導入可能性調査。	5
	事業	PFI方式による公務員宿舍整備等事 業	継続	公務員宿舍の整備等のPFI事業に係る事業費。	554
	事業	PFI方式による史料館整備等事業に 係る事業	継続	史料館の整備等のPFI事業に係る事業費。	434
防衛施設庁	補助	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補 助金	継続	防衛施設の設置又は運用に関連し、周辺地域の住民の生活又は事業活動が 阻害されると認められる場合に地方公共団体がその障害の緩和に資するた めに行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について 交付する補助金。	16,544 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、
当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
衆議院	事業	新議員宿舍整備等事業経費	継続	衆議院赤坂議員宿舍整備等事業に係る事業費。	1,283
	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	衆議院新議員会館の整備等事業に係る事業費。	361
参議院	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	参議院新議員会館の整備等事業に係る事業費。	381
最高裁判所	事業	民間資金等活用事業調査費	継続	裁判所施設の整備等のP F I事業化に係るアドバイザー委託。	5
	事業	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	継続	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に係る事業費。	247
会計検査院	事業	公共施設等維持管理運営費	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費。	131

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にP F I事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がP F I方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するP F I事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

1 - 2 新たな国庫債務負担行為の設定

(単位：百万円)

要求 機関	事項	概要	限度額	国庫の負担 となる年度
法務省	民間資金等活用矯正施設維持管理運営事業	喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター維持管理運営事業。	65,332	平成19年度以降 15箇年度以内
	民間資金等活用矯正施設維持管理運営事業	美祢社会復帰促進センター維持管理運営事業。	534	平成19年度以降 18箇年度以内
財務省	民間資金等活用公務員宿舍整備等事業	合同宿舍の建替えに関する事業費。	17,600	平成21年度以降 8箇年度以内
	民間資金等活用公務員宿舍整備等事業	合同宿舍の建替えに関する事業費。	28,234	平成22年度以降 7箇年度以内
国土交通省	中央合同庁舎第7号館整備等事業	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る事業費。	2,417	平成19年度以降 15箇年度以内
防衛省	P F I 方式による公務員宿舍に係る事業	公務員宿舍整備等事業に係る事業費。	4,792	平成22年度以降 7箇年度以内
衆議院	新議員宿舍整備等事業経費	衆議院赤坂議員宿舍整備等事業に係る事業費。	1,518	平成19年度以降 25箇年度以内
	新議員会館整備等事業経費	衆議院新議員会館の整備等事業に係る事業費。	754	平成22年度以降 10箇年度以内

２．行政財産の貸付け等（ＰＦＩ法 十一條の二、十二條関連）

要求 機関	対象事業	新規・拡充 継続の別	要求概要	貸付け等を行う 年度（予定）
法務省	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：1,342百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成１８年度 ～３７年度
	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格932百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成１７年度 ～３６年度
外務省	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,953百万円の内数）を、その用途又は目的を妨げない限度において、無償で選定事業者を使用させる。	平成１７年度 ～１９年度
財務省	公務員宿舎清水町住宅整備事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格12,855百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成１７年度 ～１９年度
	公務員宿舎亀岡住宅整備事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格368百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成１７年度 ～１９年度
文部科学省 会計検査院 （平成19 年度より 文部科学省 のみ）	中央合同庁舎第７号館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格81,032百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成１６年度 ～２０年度
		継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格8,299百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。	平成１６年度 ～４６年度
国土交通省	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を有償で選定事業者に貸し付ける。	平成１９年度 ～４９年度
	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成１８年度 ～２１年度

要求 機関	対象事業	新規・拡充 継続の別	要求概要	貸付け等を行う 年度（予定）
衆議院	衆議院新議員会館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格100,842百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～24年度
	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業	継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格786百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～43年度
参議院	参議院新議員会館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格48,498百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～24年度
最高裁判所	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格842百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成17年度 ～19年度
	東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,965百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～20年度

３．無利子融資

(単位：百万円)

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
国土交通省	港湾整備特別会計からの無利子貸付	継続	コンテナターミナルの公共荷さばき施設等整備事業費に係る無利子貸付。	2,495 の内数

４．財政投融资等

(単位：百万円)

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	19年度 予算
法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	日本政策投資銀行等による融資 (民間資金活用型社会資本整備融資制度)(*2)	継続	P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施する P F I 事業者への融資。	208,000 (*1) の内数
国土交通省	公共荷さばき施設等整備事業に対する融資(特別転貸債)	継続	港湾管理者が P F I 事業者への貸付資金を調達するために発行する特別転貸債の引受。	1,662 の内数

(*1) 金額は日本政策投資銀行「地域社会基盤整備」の総額及び沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額の合計

(*2) 現行の「民間資金活用型社会資本整備融資制度」の概要

- 対象施設：P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設
- 金利：政策金利
- 融資比率：50%(沖縄振興開発金融公庫においては70%)

5 . 税制改正

税 目	概要
不動産取得税	・ P F I 法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付を受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち、輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を1年延長する。（地方税法附則第11条第19項参照：平成19年度末取得分まで） ・ （地方税法附則第11条第20項参照：平成20年度末取得分まで。）P F I 法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間延長する。
固定資産税 都市計画税	・ P F I 法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準とされる額の2分の1（地方税法附則第15条第3項の適用を受ける償却資産については、同項の規定により課税標準とされる額の2分の1）にする措置を2年延長する。（地方税法附則第15条第42項参照：平成20年度末取得分まで。）

(参考：既存の税制特例措置)

税 目	概要
特別土地保有税	・ 公共施設等の建設を行う P F I 事業の用に供する土地についての特別土地保有税を非課税とする措置。(地方税法第586条第2項第1号の7参照) 平成 1 5 年度より、特別土地保有税の新規課税は停止
不動産取得税	・ P F I 法に基づく選定事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、法律の規定により P F I 法第 2 条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。(地方税法附則第11条第18項参照：平成21年度末取得分まで) ・ P F I 法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。(地方税法附則第11条第23項参照：平成19年度末取得分まで)
固定資産税 都市計画税	・ P F I 法に基づく選定事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、法律の規定により P F I 法第 2 条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により整備する一定の家屋及び償却資産について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 2 分の 1 にする措置。(地方税法附則第15条第44項参照：平成21年度末取得分まで) ・ P F I 法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 2 分の 1 とする措置。(地方税法附則第15条第41項参照：平成19年度末取得分まで) ・ P F I 法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 2 分の 1 とする措置の適用期限を 2 年延長する。(地方税法附則第15条第48項参照：平成19年度末取得分まで)